

ハートネットワーク 4G プラス契約約款

株式会社ハートネットワーク（以下「当社」といいます。）と当社が提供するサービスを受けるもの（以下「契約者」といいます。）との間に結ばれる契約は次の条項によるものとします。

< 第 1 章 総則 >

第 1 条（約款の適用）

当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づきこのハートネットワーク 4G プラス契約約款（以下「約款」といいます）を定め、これにより 4G プラスサービスを提供します。

第 2 条（約款の変更）

当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

第 3 条（最低利用期間）

4G プラス、4G プラススマホパックの最低利用期間は 2 年間、4G プラスロングプラン、4G プラスタブレットパックの最低利用期間は 3 年間とします。ただし、キャンペーンなどにより、別に定める最低利用期間がある場合はそちらに準じます。

第 4 条（サービスの提供並びに相互接続事業者）

1 本サービスは当社が定める提供区域において利用できるものとします。

2 当社は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続契約を締結することになり、相互接続契約に基づき、相互接続事業者の提供区域内においても利用できるものとします。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。

4 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします

5 相互接続事業者の提供区域内でのサービスの接続状況については、当社は一切の責任を負わないものとします。

6 当社並びに相互接続事業者は、技術上のやむを得ない理由等により、無線基地局設備の点検又は全部もしくは一部を移設、増設もしくは減設（以下「移設等」といいます。）することがあります。この場合、業務区域であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

7 相互接続事業者の提供区域については、当社の予告なく変更となる場合があります。

第 5 条（権利の譲渡制限等）

1 契約者が、4G プラス契約に基づいてサービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 契約者は 4G プラスを再販売する等、第三者に 4G プラスを利用させることはできません。

< 第 2 章 申込及び承諾等 >

第 6 条（申込）

4G プラス利用の申込（以下「申込」といいます。）は、加入申込書への記入が必要です。

第 7 条（申込の承諾等）

1 当社は、申込があったときは、これを承諾するものとします。ただし、次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないことがあります。

- (1) 4G プラスサービスを提供することが技術的に困難であるとき
- (2) 4G プラス利用の申込者（以下「申込者」といいます。）が 4G プラス契約上の債務の支払を怠るおそれがあることが明らかであるとき
- (3) 申込者が第 14 条（利用の停止等）第 1 項各号の事由に該当するとき
- (4) 申込者が、申込より以前に、当社が提供するサービスにつき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除したことがあるとき
- (5) 申込に際し、当社に対しことさら虚偽の事実を通知したとき
- (6) 申込に際し、申込者が支払手段として正当に使用することができないクレジットカードを指定したとき
- (7) 前条（申込）第 2 項において、本人確認ができないとき

2 前項の規定により申込を拒絶したときは、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

3 当社は、第 1 項に掲げる事由の判断のため、申込者に対し、当該申込者の身分証明に係る公的書類その他の書類の提出を要求する場合があります。この場合において当該申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第 1 項に基づく申込の承諾を留保又は拒絶するものとします。

4 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる 4G プラスの個数の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該個数の上限を超えて 4G プラスの利用の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る申込を承諾しないものとします。

第 8 条（サービス利用の要件等）

1 契約者は、当社から契約者に対する通知、連絡を行うための電話番号またはメールアドレス（当社が提供するサービスに係るものである必要はありません。）を当社に対して指定するものとします。また、当該メールアドレスに対する当社の電子メールの送信の場合は、当社から契約者への意思表示又は事実の伝達とみなされます。

2 当社は、サービス利用の要件を以下に定めるものとします。

- (1) 契約者が 4G プラスにおいて使用する IP アドレスは、当社が指定します。契約者は、当該 IP アドレス以外の IP アドレスを使用して 4G プラスを利用することはできません。
- (2) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく貸与機器を当社に返還するものとします。
 - (i) 4G プラス契約が事由の如何を問わず終了した場合
 - (ii) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合
 - (iii) 前記に掲げる他、貸与機器を利用しなくなった場合
- (3) 契約者は、貸与機器に故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知すると共に当該貸与機器を当社に返還するものとします。
- (4) 貸与機器の故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、

当該貸与機器の回復に要する費用として当社が定める金額を支払うものとします。

(5) 契約者は、貸与機器を亡失した場合は可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(6) 契約者は、当社に対し、亡失品（第7号及び第8号に定める返還がなかった場合の当該移動無線機器を含みます。）の回復に要する費用について、別に定める亡失負担金を支払うものとします。

(7) 亡失品は、契約者の責任において、法律に従って処分するものとし、亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた亡失負担金は返金しないものとします。

(8) 契約者は、4Gプラス契約において当社から提供を受けた役務、貸与機器、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(9) 契約者は、4Gプラス契約において購入した通信機器について、その契約中に当社の許可なく第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）してはならないものとします。

(10) 4Gプラスにおいては、第14条（利用の制限）及び第16条（利用の停止等）に定めるほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

(11) 4Gプラスの移動無線通信網に接続する端末設備は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

<第3章 契約事項の変更等>

第9条（サービス内容の変更）

1 4Gプラスにおいて、契約内容の変更を請求することができる事項は、次のとおりです。

(1) 異なる形状区分のSIMカードへの変更

(2) 異なる料金プランへの変更

2 第6条（申込）及び第7条（申込の承諾等）の規定は、前項の請求があった場合について準用します。この場合において、同条中「申込」とあるのは「変更の請求」と、「申込者」とあるのは「契約者」と読み替えるものとします。

第10条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名、住所若しくは居所又は当社に届け出た口座情報・クレジットカードその他の当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の内容について通知するものとします。

第11条（個人の契約上の地位の引継）

1 相続または特に当社が定める場合にのみ、新加入者は、当社の確認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。

2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は、当社に文書で申し出るものとします。

3 新加入者は、旧加入者が契約に関して有していた一切の権利及び義務を承継するものとします。

<第4章 利用の制限、中止及び停止並びにサービスの廃止>

第12条（利用の制限）

1 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、4Gプラスの利用を制限する措置を採ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧又は取得するための通信を制限する場合があります。

第13条（利用の中止）

1 当社は、次に掲げる事由があるときは、4Gプラスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき

(2) 当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき

2 当社は、4Gプラスの提供を中止するときは、契約者に対し、前項第1号により中止する場合にあっては、その14日前までに、同項第2号により中止する場合にあっては、事前に、その旨並びに理由及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

第14条（利用の停止等）

1 当社は、契約者が次に掲げる事由に該当するときは、当該契約者の4Gプラス利用についてその全部若しくは一部の提供を停止又は利用を制限することがあります。

(1) この約款に定める契約者の義務に違反したとき

(2) 料金等4Gプラス契約上の債務の支払を怠り、又は怠るおそれがあることが明らかであるとき

(3) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において4Gプラスを利用したとき

(4) 当社が提供するサービスを直接又は間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において4Gプラスを利用したとき

(5) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがある態様において4Gプラスを利用したとき

(6) 第7条（申込の承諾等）第1項に定める申込の拒絶事由に該当するとき

(7) 契約者が指定したクレジットカードを使用することができなくなったとき

(8) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において4Gプラスを利用したとき

2 当社は、前項の規定による利用の停止又は制限の措置を講じるときは、契約者に対し、あらかじめその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとします。

4 当社から4Gプラスの利用に関し説明を求められたときは、契約者は、当社に対し、当

該要請に応じるものとします。ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

第15条（サービスの一時休止）

1 4G プラスについてはサービスの一時休止はできないものとします。

第16条（サービスの廃止）

- 1 当社は、都合により4G プラスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により4G プラスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

<第5章 契約の解除>

第17条（当社の解除）

- 1 当社は、次に掲げる事由があるときは、4G プラス契約を解除することがあります。
 - (1) 第14条（利用の停止等）第1項の規定により4G プラスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヵ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第1項第2号の事由による場合は、当該契約を直ちに解除することがあります。
 - (2) 第14条（利用の停止等）第1項各号の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき
- 2 当社は、前項の規定により4G プラス契約を解除するときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知するものとします。

第18条（契約者の解除）

- 1 契約者は、当社に対し、当社の指定する方法で通知をすることにより、4G プラス契約を解除することができます。この場合において、当該解除の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。
 - (1) 4G プラスにおいて、契約者の通知による解除の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。
- 2 第13条（利用の制限）又は第14条（利用の中止）第1項の事由が生じたことにより4G プラスを利用することができなくなった場合において、当該サービスに係る契約の目的を達することができないと認めるときは、契約者は、前項の規定にかかわらず、任意の方法で当社に通知することにより、当該契約を解除することができます。この場合において、当該解除は、その通知が当社に到達した日にその効力を生じたものとします。
- 3 第16条（サービスの廃止）第1項の規定により4G プラスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日当該廃止された4G プラス契約が解除されたものとします。
- 4 端末を割賦支払いにて購入している場合、解約後も割賦支払いについては継続するものとします。
 - (1) 契約者は、残存期間の割賦の支払いについて、一括での支払いを選択することができます。
 - (2) 割賦支払いの同額割引を適用している場合、解約翌月以降は同額割引の適用はありません。残余期間の割賦での支払いが必要です。
- 5 契約者は、契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により

契約の解除を行うことができます。この効力は書面を發した時に生じます。

(1) この場合、お客様は①損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。②ただし、本契約の解除までの期間において提供を受けた電気通信役務の料金、契約の登録費は5,500円を上限額とし請求されます。端末購入費は上記の初期契約解除制度には含まれません。

(2) 事業者が初期費用契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば契約を解除することができます。

<第6章 料金等>

第19条（契約者の支払義務）

- 1 契約者は、当社に対し、4G プラスの利用に関し、第20条（初期費用の額）から第26条（利用不能の場合における料金の調定）までの規定により算出した当該サービスに係る初期費用、月額料金を支払うものとします。
 - 2 4G プラスにおいては、初期費用、月額料金のほか、契約者が支払いを要する費用として次に定める料金があります。
 - (1) 貸与機器の回復に要する費用
SIMカードの故障の場合（自然故障であるか否かを問わないものとする）にあつては、SIMカード一枚につきSIMカード再発行手数料として5,500円
貸与通信機器の故障の場合（自然故障である場合を除く）にあつては貸与通信機器一台につき21,780円
 - (2) 亡失負担金
解約時に貸与品の返還がなされなかった場合、および貸与品が破損等により正常に機能しない状態になった場合、加入者は、次に定める亡失負担金を支払うものとします。
 - ・SIMカードの紛失・破損の場合 SIMカード一枚につき5,500円
 - ・貸与した通信機器の紛失・破損の場合（自然故障である場合を除く） 端末機器一台につき21,780円
 - ・SIMカードと貸与した通信機器双方の紛失・破損の場合(自然故障である場合を除く) 27,280円
 - (3) 異なる形状区分のSIMカードへの変更に要する費用
SIMカード一枚につきSIMカード変更手数料として5,500円
 - (4) 異なる料金プランへの変更に要する費用
変更手数料として 変更後の料金プランの初期費用
 - 3 初期費用の支払義務は、当社が4G プラスの利用の申込を承諾した時に発生します。
 - 4 月額料金は、課金開始日から当該サービスを提供した最後の日までの期間のサービスについて発生します。この場合において、第15条（利用の停止等）の規定により4G プラスの提供が停止又は制限された場合における当該停止の期間は、当該サービスに係る月額料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。
- #### 第20条（初期費用の額）
- 4G プラスの端末購入費を除く初期費用の額は、次に定めるとおりとします。

- 4G プラス ……5,500 円
- 4G プラス タブレットパック ……5,500 円
- 4G プラス スマホパック ……5,500 円
- 4G プラス フリープラン…0 円
- 月額 1,650 円を超えるサービスの初月回線使用料…1,650 円

第 21 条（月額料金の額）

1 月額料金の額は、以下に定めるものとします。

(1) 基本料金

- 4G プラス…3,828 円
- 4G プラス タブレットパック…4,928 円 別途データ容量申込要
- 4G プラス スマホパック…3,608 円
- 4G プラス フリープラン…4,378 円

(2) 基本料金の割引について

ハートネットワークのサービスの加入状況により、下記の通り 4G プラスサービスの基本料金が割引となります。ただし、タブレットパック、スマホパックなどのパックプランについては、割引は適用しないものとします。

割引名称	対象	月額割引額
ダブル割	テレビ多チャンネルサービスまたは固定インターネットサービス（ハートネットもしくはハート光）いずれかの加入者	1,100 円
トリプル割	テレビ多チャンネルサービスと固定インターネットサービス（ハートネットもしくはハート光）両方の加入者	2,200 円
2 台目割	同一の契約者の 2 契約目以降の 4G プラス契約	2,200 円
テレビ加入者割	フリープランの契約者で、テレビ多チャンネルサービスの加入者	1,100 円
ロングプラン	3 年以上の長期契約による割引に同意された方	220 円

※同一の 4G プラス契約に関して、上記割引は重複適用されません。

備考

(1) タブレットパックにおけるハート LTE サービスの提供条件その他の事項、スマホパックにおけるハートスマホの提供条件その他の事項については、ハートスマホ／ハート LTE 契約約款に定めるとおりとします。

第 22 条（料金の調定）

1 4G プラス契約がその最低利用期間が経過する日前に解除された場合（第 17 条（契約者の解除）第 2 項又は第 3 項の規定により解除された場合を除きます。）における 4G プラスの最低利用期間内解除調定金の額は、次のとおりとします。

最低利用期間内解除調停金	対象サービスの 1 か月分の月額利用料相当
--------------	-----------------------

第 23 条（利用不能の場合における料金の調定）

1 当社の責に帰すべき事由によりが全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）が生じた場合において、当社が、当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）当該状態が継続したときは、当社は、契約者に対し、その請求に基づき、利用不能時間を 24 で除した数（小数点以下の端数は、切り捨てます。）に月額料金の 30 分の 1 を乗じて算出した額を、月額料金から減額します。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 4G プラスが全く利用できない状態が貸与機器・購入機器の故障によるものである場合は、当該機器の故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、第 23 条（利用不能の場合における料金の調定）第 1 項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

3 4G プラスが全く利用できない状態が、相互接続事業者エリア内でのみ発生している場合は、第 23 条（利用不能の場合における料金の調定）第 1 項の減額規定は適用されず、料金の減額等返金は行われません。

第 24 条（料金等の請求方法）

当社は、契約者に対し、毎月月額料金を請求します。

第 25 条（料金等の支払方法）

契約者は、4G プラスの料金を、当社が指定する日までに、当社が指定する方法により支払うものとします。

第 26 条（割増金）

4G プラスの料金の支払を不法に免れた契約者は、当社に対しその免れた金額の 2 倍に相当する金額（以下「割増金」といいます。）を支払うものとします。

第 27 条（遅延損害金）

1 契約者は、4G プラス料金の債務の支払を怠ったときは、次項が定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとします。ただし、当該債務がその支払うべきこととされた日の翌日から 10 日以内に支払われたときは、この限りではありません。

2 遅延損害金の額は、未払債務に対する年 14.6 パーセントの割合により算出した額とします。

第 28 条（割増金等の支払方法）

第 25 条（料金等の支払方法）の規定は、第 26 条（割増金）及び第 27 条（遅延損害金）の場合について準用します。

第 29 条（消費税）

1 契約者が当社に対し 4G プラスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

2 この約款に記載の金額は、消費税 10% を含むものとします。

< 第 7 章 自営端末設備又は自営電気通信設備の接続等 >

第 30 条（自営端末設備の接続）

1 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び BWA 無線通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法より、当社が別に定める BWA 無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

(1) その接続が別記 3 に規定する技術基準及び技術的条件（以下「技術基準等」といいます。）に適合しないとき。

(2) その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

(1) 技術基準適合認定規則様式第 7 号又は様式第 14 号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき。

(2) 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。

第 31 条（自営端末設備の認証情報の登録等）

当社は、当社が必要と認める場合において、その自営端末設備（無線機器に限り、以下「認証情報その他の情報の登録、変更又は消去（以下「認証情報の登録等」といいます。）を行います。

第 32 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

1 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

3 契約者は、第 1 項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第 33 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

1 契約者は、契約者回線に接続されている自営端末設備（無線機器に限り、以下この条において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 契約者は、前項の検査等の結果、自営端末設備が無線設備規則に適合していると認めら

れないときは、その自営端末設備の契約者回線への接続を取りやめていただきます。

第 34 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）

前条に規定する検査のほか、自営端末設備（無線機器に限り、以下「電波法に基づく検査を受ける場合の取扱い」といいます。）については、前条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものとし、

第 35 条（自営電気通信設備の接続）

1 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備（無線機器にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び BWA 無線通信サービスの契約者回線に接続することができるものに限り、以下この条において同じとします。）を接続するときは、当社所定の方法により、当社が別に定める BWA 無線通信サービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。

3 当社は、前項の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

4 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

5 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前 4 項の規定に準じて取り扱います。

第 36 条（自営電気通信設備の認証情報の登録等）

自営電気通信設備（無線機器に限り、以下「認証情報の登録等」といいます。）については、第 29 条（自営端末設備の認証情報の登録等）の規定に準ずるものとし、

第 37 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第 32 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準ずるものとし、

第 38 条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

自営電気通信設備（無線機器に限り、以下「電波法に基づく検査を受ける場合の取扱い」といいます。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、第 31 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとし、

第 39 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（無線機器に限り、以下「電波法に基づく検査を受ける場合の取扱い」といいます。）については、第 34 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとし、

< 第 8 章 個人情報 >

第 40 条（個人情報保護）

1 当社は、法令及び当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）を適切に取扱うものとし、

2 当社は、4G プラスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとし、

(1) 4G プラスの提供にかかる業務を行うこと。（業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。）

(2) サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査及びその分析を行うこと。
(3) 当社のサービスに関する情報（当社の別サービス又は当社の新規サービス紹介情報等を含む）を、電子メール等により送付すること。なお、契約者は、当社が別途定める方法により、これらの取り扱いを中止又は再開することができます。

(4) その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。

3 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報第三者に提供する場合があります。また、4G プラスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部又は一部を第三者に委託する場合には、当社は、当社の監督責任下において個人情報を第三者に委託するものとします。

4 前項にかかわらず、法令に基づく請求又は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

<第9章 雑則>

第41条（第三者の責による利用不能）

1 第三者の責に帰すべき事由を原因として生じた利用不能状態により契約者が損害を被ったときは、当社は、当該損害を被った契約者に対し、その請求に基づき、当社が第三者から受領した損害賠償の額（以下「損害限度額」といいます。）を限度として、損害の賠償をします。

2 前項の契約者が複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全ての契約者の損害全体に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、契約者の損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各契約者に対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該契約者の損害の額を、当該損害を被った全ての契約者の損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

第42条（保証及び責任の限定）

1 当社は、4G プラスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その4G プラスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、4G プラスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り）について、24 時間毎に日数を計算し、その日数に対応するその4G プラスの利用料等の料金額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。ただし、当社が認知していない場合、加入者が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった加入者は、その権利を失うものとします。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により4G プラスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません

4 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害につい

て、一切責任を負わないものとします

5 4G プラスは、4G プラスに係る通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合又はその他の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。当社は、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について何ら責任を負うものではありません。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

6 当社は、契約者が4G プラスの利用に関して損害を被った場合、前項の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

第43条（タブレットパックのタブレットについての保証）

1 当社は、4G プラスタブレットパックで提供するタブレットに故障が発生した場合、以下の各号に定める条件をすべて満たす場合にのみ、契約日より3年間の間、年1回までを限度として無償修理もしくは無償交換を実施します。

I 4G プラスタブレットパックの契約が継続していること。

II タブレット端末にSIMカードが挿入されている場合、SIMカードが取り外されていること。

III 改造（分解改造・部品の交換・塗装等）が施されていないこと。

IV 当社はタブレット端末に含まれるデータ（アドレス帳、データフォルダー、メール、アプリ等）に関する一切の責任を負わないこと。

V 本サービスの提供に伴い交換したタブレット端末本体、機械部品および外装ケース等は利用者に返却しないこと。

VI 修理・交換したタブレット端末を新製品の出荷時と同等の状態に初期化したものであることを承諾すること。

VII タブレット端末の故障が下記のいずれかに当てはまること

a 取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態のもとで発生した故障（自然故障）である場合

b 偶発の事故による水濡れ、全損または一部の破損である場合

2 タブレットが交換対応となる場合、端末は、原則として当社が利用者に提供した端末と同一機種および同一色とします。ただし、在庫不足等の事由により同一機種および同一色の交換用端末の提供が困難な場合は、別途当社が指定する機種または色の交換用タブレット端末を提供します。

3 交換・修理したタブレット端末のOSのバージョンは当社が利用者に提供したタブレット端末のバージョンと異なる場合があります。

4 当社が提供する交換用タブレット端末には、電池パックのほかは原則として付属品その他の製品は含まれないものとします。

第44条（当社の装置維持基準）

4G プラスを提供するための装置は、事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

第45条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、当社と契約者は契約の主旨に従い、誠意をもって協議・解決に努めるものとします。

付則

1 当社は、当社の4G プラスサービスの開始以降、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

2 付加機能の提供に必要な料金に関しては以下の規定によるものとします。

(利用料等の支払義務)

(1) 契約者は、その契約に基づいて当社が4G プラスサービスの提供を開始した日（付加機能又は SIM カードの提供については、その提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末日までの（付加機能又は SIM カードの廃止についても同様）期間について、当社が提供する4G プラスサービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

(2) 利用料等の支払単位は月毎とします。

(3) 料金表に従い、利用料を定める期日に指定金融機関の契約者口座から自動振替するものとします。

(4) 契約者は月途中に4G プラスサービスの種類、種別、品目、数量等の変更等の請求を行い、当社がこれを承諾したとき、その変更を行った4G プラスサービスの、その月の利用料等は、変更前の利用料等を適用するものとします。

(5) 前項の期間において、利用の一時中断等により4G プラスサービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

i 契約者は、次の表に掲げる場合を除き、4G プラスサービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区画	支払いを要しない料金
1. 契約者の責めによらない理由により、その4G プラスサービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。 2. 1 の状態が、貸与・購入機器の故障によるものではないとき。 3. 1 の状態が、当社の提供区域内で発生しているとき。	当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限り）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその4G プラスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 1. 4G プラス基本料金及びオプション基本料金 2. その他4G プラスに係る当社が定める料金

(6) 当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(手続に関する料金等の支払義務)

契約者は、4G プラスサービスを開始した後、4G プラスサービスの種類、種別、品目等の変更及び、付加機能の種類、種別、品目、数量等の変更・追加・廃止等の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する登録（変更）手数料の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

平成 29 年 12 月 1 日制定

平成 30 年 3 月 8 日改定

平成 30 年 5 月 16 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 6 月 30 日改定